

# 令和5年度糸魚川市住民税均等割のみ課税世帯支援給付金 (10万円)のご案内

**住民税均等割のみ課税世帯**に対して、給付金(10万円)を支給します。

Q. 住民税均等割課税とは？

A. 一定の金額を超える所得がある方に、所得金額に関わらず定額で課税されるものです。  
糸魚川市の住民税(市民税県民税)均等割額は5,000円(令和5年度)です。

## 1 支給対象

基準日(令和5年12月1日)において、**糸魚川市に住民登録があり**、令和5年度の住民税が「**均等割のみ課税者**」又は「**均等割のみ課税者と非課税者**」の世帯

※ 住民税が課税されている人の扶養親族等のみで構成される世帯を除く。

## 2 支給内容

1世帯当たり100,000円(本給付金は法令により非課税及び差押禁止の取扱いになります。)

※ **18歳以下の子ども(平成17年4月2日生まれ以降の子ども)を扶養している世帯には、子ども1人当たり50,000円を加算して支給します。**

※ また、「**令和5年12月2日以降の出生児**」も加算対象となります。

## 3 手続き

同封の確認書の内容を確認の上、記入してご提出ください。

※ **世帯の中に令和5年1月2日から令和5年11月30日までの間に糸魚川市に転入した方がいる場合は**、確認書の送付に時間を要する場合があります。

## 4 提出期限、提出方法

提出期限：**令和6年5月31日(金)※必着**

提出方法：同封の返信用封筒で返送いただくか、糸魚川市福祉事務所又は能生・青海事務所住民係の窓口にご提出ください。

## 5 給付金の支給時期

確認書を受理した日から概ね1か月以内に支給します。

※ 子ども加算の対象世帯は、100,000円と子ども加算(1人当たり50,000円)で**振込日が異なる場合があります**ので、ご了承ください。

## 6 配偶者やその他親族からの暴力(DV等)を理由に避難されている方へ

配偶者やその他親族からの暴力を理由に糸魚川市に避難されている方で、糸魚川市に住民票を移すことができない方も、ご自身が要件(DV避難中であることの証明、収入など)を満たせば、給付金を受給できる可能性があります。

給付金を受給するには、申請が必要となります。詳しくはお問合せください。

**【問合せ先】** TEL 025-552-1511(代表) 受付時間 8:30~17:15(土・日、祝日除く)

・給付金全般に関すること・・・糸魚川市 福祉事務所 福祉サービス係

・子ども加算に関すること・・・糸魚川市 子ども課 子育て支援係